

# 中野区教育委員会会議録

令和4年第25回定例会

令和4年8月19日

中野区教育委員会

令和4年第25回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年8月19日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時35分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

子ども教育施設課長 河田 達彦

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

4人

## ○議事日程

### 1 議決事件

- (1) 第32号議案 給食室厨房機器の買入れに係る意見について
- (2) 第33号議案 南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について
- (3) 第34号議案 南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について
- (4) 第35号議案 明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について
- (5) 第36号議案 明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について
- (6) 第37号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について
- (7) 第38号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について
- (8) 第39号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について
- (9) 第40号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について
- (10) 第41号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について
- (11) 第42号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 25 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は岡本委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 32 号議案「給食室厨房機器の買入れに係る意見について」を上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 32 号議案「給食室厨房機器の買入れに係る意見について」補足説明させていただきます。

提案理由ですが、給食室厨房機器の買入れにつきましては、予定価格が 2,000 万円以上となり、議会の議決を経るべき案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出るものであります。

意見の内容につきましては、同意するというものにしてございます。

買入れの目的は、桃園第二小学校、中野本郷小学校、啓明小学校、北原小学校、第二中学校、第五中学校及び第七中学校の厨房機器の整備でございます。

種類及び数量は、スチームコンベクションオープン 7 台。

契約金額は、4,549 万 1,600 円です。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

厨房機器の整備ということですが、具体的にどんな目的で、どんな効果があるのか教えていただければと思います。

学校教育課長

買入れはスチームコンベクションオーブンでございます。令和2年度の区立学校での食中毒を受けまして、東京都等の指導がございました。

こちらの意見を踏まえまして、スチームコンベクションオーブンを導入することで、安全、それから作業効率も上がる。こういった指摘がございまして、これに即したものでございます。

入野委員長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第32号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件第2から第8までの7件は、関連する議案となりますので、一括して上程いたします。

議決事件の第2、第33号議案「南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について」、議決事件の第3、第34号議案「南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について」、議決事件の第4、第35号議案「明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について」、議決事件の第5、第36号議案「明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について」、議決事件の第6、第37号議案「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について」、議決事件の第7、第38号議案「南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について」及び議決事件の第8、第39号議案「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」の7件でございます。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 33 号議案「南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について」、第 34 号議案「南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について」、第 35 号議案「明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について」、第 36 号議案「明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について」、第 37 号議案「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について」、第 38 号議案「南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について」、第 39 号議案「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」を一括して補足説明させていただきます。

提案理由ですが、これら 7 件の契約、または契約金額の変更につきましては、いずれの工事も予定価格が 1 億 8,000 万円以上であり、議会の議決を経るべき案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出るものであります。

意見の内容につきましては、同意するというものにしてございます。

第 33 号議案、南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約につきましては、契約金額 8 億 6,570 万円、契約相手方は、さかえ・横山建設共同企業体です。

次に、第 34 号議案、南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約につきましては、契約金額 4 億 9,065 万 5,000 円、契約相手方は、宮崎・東新建設共同企業体です。

第 35 号議案、明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約につきましては、契約金額 8 億 6,680 万円、契約相手方は、日管・富士熱建設共同企業体です。

第 36 号議案、明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約につきましては、契約金額 4 億 6,877 万 9,300 円、契約相手方は、丸電・サンエツ建設共同企業体です。

これら 4 件につきましては、新規の契約案件でございます。

続いて、第 37 号議案、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更については、契約金額 47 億 2,362 万 2,100 円を、47 億 4,433 万 5,100 円に変更いたします。

第 38 号議案、南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更については、契約金額 46 億 7,413 万 4,600 円を、46 億 8,965 万 5,600 円に変更いたします。

最後に、第 39 号議案、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事

請負契約の契約金額の変更につきましては、契約金額 5 億 773 万 5,800 円を、5 億 992 万 4,800 円に変更いたします。

契約金額を変更する 3 件につきましては、いずれもインフレスライドへの対応でございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたら、よろしくお願いいたします。

田中委員

最初の新規の工事の 4 件についてですけれども、この二つの学校の規模の中で、機械設備と電気設備の金額というのは、大体標準的なものなのかどうかというのと、特にそれぞれの工事で、今回こういった部分に特別に配慮したとか、そんなことがあったら、教えていただければと思います。

子ども教育施設課長

ただいまご質問いただきました金額の規模ですけれども、他の区内の学校の規模と、大体同じような規模でやっております。金額に関しましても、予算額に相当の落札額で、落札をしていただいているところでございます。

特徴といたしましては、ほかの現在整備中の学校とあまり差が出ないような形で、整備を進めていきたいと考えているところでございます。

入野委員長

他にご質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、なければ質疑を終結いたします。

それでは、1 件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 33 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 34 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、上程中の第 35 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第 36 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第 37 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第 38 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

最後に、上程中の第 39 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは次に、議決事件の第 9、第 40 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」、議決事件の第 10、第 41 号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」は関連する議案となり

ますので、一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について、説明させていただきます。

このたび、地方公務員法等の改正による定年引き上げに伴い、この二つの条例の一部を改正するものでございます。

まず、地方公務員法等のおおまかな改正の概要、3点を説明させていただきます。

1点目は、定年年齢が令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、最終的に65歳定年となること。

2点目は、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務職員に採用できること。この職を定年前再任用短時間勤務職員と言います。

なお、定年年齢が段階的に引き上げられている間、つまり定年年齢が65歳に達する令和13年度までの間は、暫定的な制度といたしまして、現行の再任用制度と同様、定年退職後65歳まで、再任用フルタイム勤務職員、または再任用短時間勤務職員の職が継続いたします。これを暫定再任用職員と言います。

3点目は、管理職についてでございます。管理職は、60歳に達した後は、原則として、管理職でない職に異動を行うこととなります。これを役職定年と言います。

ただし、公務の運営に著しい支障が生じる場合などは、引き続き管理職に留任させることができる特例任用が設けられます。

併せまして、補足資料でございます(4)の情報提供・意思確認制度が新設されてございます。

改正の理由でございますが、地方公務員法の一部改正に対応するための規定整備は、区長部局が所管する「中野区職員の定年等に関する条例」を改正することで、行うこととなります。この定年条例は、幼稚園教育職員にも適用されているものです。

そして、このたびは教育委員会で所管している条例にも影響がございますので、幼稚園教育職員の勤務時間条例と、幼稚園教育職員の給与条例の一部改正について、区議会第三回定例会に議案提出するため、その手続として、教育委員会にお諮りするものでございます。

改正の内容について、ご説明をさせていただきます。資料といたしましては、新旧対照表

を添付してございますので、併せてごらんいただければと思います。

まず、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例についてです。

地方公務員法等の改正により、現行の再任用短時間勤務職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が導入されますので規定いたします。

暫定再任用短時間勤務職員につきましては、時限的な職ですので、附則で規定いたします。職の呼び名や制度上の位置づけは変わりますが、勤務時間制度面での処遇は、基本的にいずれの職も同様でございます。

次に、幼稚園教育職員の給与に関する条例についてでございます。

現行の再任用短時間勤務職員と再任用フルタイム職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が導入されますので規定いたします。

給与につきましては、これまでも地方公務員法におきまして、国や民間企業との均衡の原則がうたわれていることを受け、国家公務員の取り扱いを踏まえ、60歳に達した職員の給料月額、当分の間、その職員が受ける旧号給の7割措置とすることを附則で定めます。役職定年により、管理職から降任した後の給与月額が、管理職だったときの7割に達しない職員につきましては、現給保証として、その差額を加算することを定めます。

施行期日は、来年の4月1日となります。

改正内容の説明は以上となります。

最後に、今後の予定といたしまして、教育委員会の議決をいただいた後、区議会第3回定例会に、議案として提出いたします。

条例公布後は、教育委員会規則の改正を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

岡本委員

ご説明ありがとうございました。制度改正については、地方公務員法の改正に準じたものとして、こういうことになるのだと思うのですが、質問ではなくて意見になるのですが、今後教育の現場でどんな影響が起きてくるのかということに注視したいと思います。

定年前再任用短時間勤務職員の方々の働き方が、定年前と同じでよいのかとか、学校全体、学校や幼稚園の先生方の年齢バランスの問題とか、あとは管理職の先生方のマネジメ

ントの問題など、様々な影響が考えられます。

実際には、それこそ現場で働いてらっしゃる先生方や指導主事の先生方が、一番よくおわかりだと思しますので、制度導入後に、実際にどんなことが起きそうなのか、起きていくのかを丁寧にすくい取った上で、行政としての対策が求められると思いました。

以上です。

田中委員

現在も再任用の先生方に大分活躍、現場でしていただいている中で、こういったことでさらに活躍の場面が、機会が増えるというのは大変いいことですし、ありがたいなという感じです。

今、説明を受けていて、十分理解し切れなかったのですがけれども、現行の再任用の方と、給与面では、別に上がったか下がったかということはないと理解してよろしいでしょうか。

指導室長

現行と給与の面につきましては、特に変更ということはありません。

伊藤委員

一つだけ、役職定年制の導入があるのですがけれども、これにつきましては、恐らく、例えば校長先生などの方が該当されるかなと思うのですがけれども、実際にはどのような運用が生じることが予想されるかを、もう少し詳しくご説明いただければ、お願いできればと思います。

指導室長

現行もそうなのですが、管理職を担っていただける先生方が、十分に人数的に足りているようであれば、この役職定年制というのを設けて、ご経験のある先生方も、また少し違う立場で、教育に携わっていただくということができるかと思います。

ただ、今後の管理職の先生方が十分に確保できているかということなど、またそれぞれの幼稚園の状況などに応じまして、活躍していただかなければいけないようなケースがあった場合は、ぜひ引き続き再任用というような形でお願いするようなケースもあるというふうには想定しております。

入野委員長

他にご発言ございますでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第40号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、上程中の第41号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第11、第42号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

学校教育課長

第42号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」補足説明させていただきます。

補足資料をごらんください。

この条例は、区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額、支給方法を定めているものでございます。

この条例を一部改正する理由は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が、本年4月1日に改正されたことをもちまして、介護補償の額を改める必要があるためでございます。

改正の内容は、資料の3番にありますとおり、介護補償の額を引き上げるものでございます。

(1)の常時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合は、7万3,090円を7万5,290円に、(2)の随時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合は、3万6,500円を3万7,600円に、それぞれ引き上げるものでございます。

条例の新旧対照表は、補足資料の別紙、一部改正文は議案のとおりとなります。

補足資料にお戻りいただきまして、実施の時期は、施行は公布の日で、本年4月1日以後

に、支給すべき事由が発生した補償について適用いたします。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第42号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に報告事項に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

教育長及び委員活動報告につきまして、事務局から報告する事項はございませんが、各委員から活動報告等がございましたら、お願いいたします。

岡本委員

5日に行われた夜の教育委員会で、いつもより少し傍聴の方々が多かったことについてなのですが、区内のPTA会長さんが、PTAの役員さんたちに声をかけて、何人かいらっしやっていたそうです。

あとから感想を聞いたのですけれども、そもそも夜の教育委員会があったということを知らなかった。教育委員会がどんなことを話し合っているのかというのは興味あったので、傍聴する機会ができてよかったというご意見があったりしました。あとは、直接意見を発言する機会があるというのも、大変ありがたいことだと思ったというご意見もありました。他方で、事前にテーマを知ることができればよかったなという感想もあったりしました。

もっと普段から行きたいのだけれども、例えば金曜日の午前中の定例会というのは、なかなかハードルが高いので、オンライン等も活用できないかであるとか、あとは、これは夜ではなくて、いつもの定例会にいらっしやった方なのですけれども、継続している議題とかについては、何の話をしているのか、その場に来てよくわからなかったというご意見

もあつたりしました。これは経緯があつたのかもしれないですけれども、資料の配付もいただければよかつたなというご意見もいただくことができました。

ともかく開くこと自体はポジティブで、どんな話をしているのかという、知りたいニーズもあるということなので、もっと広報を工夫していく余地があるのだなと思いました。少なくとも、直接学校教育の当事者である子どもや保護者に対して、より積極的に発信していく必要があるのかなと感じました。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

なければ、私から昨日、今日と隣の中野サンプラザで、第73回日本連合教育会研究大会が行われております。こういう時代ですので、オンラインで行われておりまして、今日は文部科学大臣、それから東京都教育委員会、そして中野区教育委員会ということで後援をしておりますので、ご挨拶をさせていただいてきております。

昨日は、若手の先生方を中心とした研究大会をされたようで、やはり今、こういう時代、教員の研究とか修養とかというのがより大事になってきていると思いますし、自主的なこういう研究会の活動というのも大事になってきておりますし、求める人たちがいるのだなということを考えてまいりました。

中野区を会場にさせていただきました、アトラクションとしては、直接できないのですが、ビデオで武蔵台小学校と北中野中学校、それから武蔵丘高校の吹奏楽部が出席するような形もとっているようでございます。また、中野区とご縁ができるといいなと思っております。

以上でございます。

その他ご発言がございませんでしたら、委員活動報告を終了したいと思います。

次に、事務局から報告事項はございますでしょうか。

学校教育課長

私からは、今年度の海での体験事業について報告させていただきます。

今年度における海での体験事業でございますが、千葉県南房総市岩井海岸海水浴場におきまして、7月23日から8月8日まで、2泊3日の全8クールで実施し、参加者は429名でございました。

今年度は新型コロナウイルスの感染が収束していない中、感染防止対策に十分注意する

とともに、初めて水泳指導、生活指導、看護業務の各業務を、専門の別業者に委託して実施いたしましたが、大過なく終えることができました。

来年度以降につきましても、今年度の経験を踏まえまして、教育委員会としてふさわしい事業として実施してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がございましたら、お願いいたします。

村杉委員

ご報告ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染の広がり、海での体験事業の間は、どのような状況でしたか。

学校教育課長

保護者さんからご報告を受けましたのは、新型コロナウイルス感染症の陽性ということでは、全部で4件ございました。しかしながら、帰宅後、日にちが経過していた件が2件ございましたので、事業を実施しているときにかかっているという件につきましては、2件かなというふうに考えております。

この2件につきましては、健康観察を、そのクールに参加した保護者の方に通知いたしましたけれども、その後ご報告については、特にお受けしてございません。

伊藤委員

新型コロナウイルス感染症も広がらなかったことが、とてもよかったなと思います。3事業者に分けての初めての実施だったのですけれども、何かお気づきのこととかがあれば、教えていただければと思います。

学校教育課長

私どもも、初めて分けたというところがございますので、スムーズな協力関係ができていくかどうかというところで、課の職員も随行してまいりました。

私も一部分でございますけれども、見た感じですが、第1クールを見たときには、少しまだ、宿泊場所からは生活指導の担当、それから海岸に行ってから、今度は水泳指導、そこのところで、例えば時間ですとか、あるいは随行するスタッフのところのやり取りというのが、お互い想定と違っていた部分もあるのかなというところも見受けられたわけなのですけれども、せんだって、教育長と第7クールを視察しましたときには、そういったところも、事業者間の協力もスムーズになっていたのかなというふうに考えております。

入野教育長

私も第7クールを見てきましたけれども、小学校4年生、5年生、6年生を一度に見るということは、なかなか本職の教員でも難しいところなのですから、生活指導のときのお話の仕方なんかはわかりやすく、比較的子どもたちも受け入れやすいお話の仕方だったと思いますし、つなぎの問題はあるのですが、担当者のほうもあわてずに済みますので、自分の仕事は自分の仕事でやっていけるということがあるので、いいかなという印象を持ちました。

伊藤委員

つなぎのところも、多分海岸に行って引き渡すというところだったと思いますので、大きな問題がなかったということを確認できましたので、また来年以降、子どもたちも楽しみにしている行事だと思いますので、ぜひ安全に実施できたらよいなと思いました。ありがとうございます。

入野教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、8月26日金曜日10時から、当教育委員会室にて開催いたします。

以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第25回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時35分閉会